

件名	不妊治療費助成金の大幅拡充	問合せ	こども家庭センター 内線 595
----	---------------	-----	------------------

内 容

不妊治療の経済的な不安を解消し、安心して新しい命を迎えていただくため、令和 8 年度より、不妊治療にかかる助成上限額を 1 回あたり 10 万円から 100 万円へと大幅に引き上げました。

これは、「お金のことが心配で、治療を諦めてほしくない。」そんな思いから生まれた全国トップクラスの支援制度です。

不妊治療には、体の負担、心の負担、時間の負担、お金の負担という 4 つの負担があると言われています。これらのうち、お金の負担を減らすことで、心の負担も軽減していただきたいと思います。

**「妊娠を望む気持ちを失わせない」**。今回、全国トップクラスの「100 万円・全額助成」へと踏み切ったのは、本市が「産みたい、育てたい」と願う方々に対し、どこよりも寄り添う街であることを具体的に示すためのメッセージでもあります。

本市では、今後もこの不妊治療支援を入り口として、「産むまえから、育てるまで」切れ目のない、重層的なサポートを展開してまいります。

**<制度拡充の経緯と目的>**

**現状課題：**これまでの助成では、保険適用外の先進医療や回数制限後の治療における高額な負担をカバーしきれず、経済的理由で治療を断念せざるを得ないケースが多くありました。

**目的：**経済的障壁を取り払い、全ての市民が希望する治療を受けられる環境を整えます。県が実施する「保険適用外治療費の 7 割助成」などと合わせ、市が残りの 3 割も含め、1 回あたり 100 万円までカバーすることで、実質的な自己負担額ゼロを目指します。

**拡充のポイント■**

項目	これまで	令和 8 年度から
助成上限額	1 回につき 10 万円	<b>1 回につき 100 万円</b>
助成率	自己負担額の 1/2	<b>自己負担額の全額</b>
回数制限	年度あたり 2 回まで 生涯 10 回まで	<b>年度あたり何度でも 1 子あたり 10 回まで</b>

**対象者：**本市に 1 年以上住民登録があり、不妊治療を受けている滞納のない夫婦（事実婚を含む）

**申請方法：**治療終了後、1 年以内に医療機関が発行する受診等証明書および領収書を添えて、こども家庭センター窓口で申請してください。